

甲府市工事内訳書提出要領

平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 この要領は、平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）の施行に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正された趣旨を踏まえ、入札金額に見合う工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出することにより、入札におけるダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等、入札参加者の積算努力の促進及び建設工事の適正な履行の確認に寄与することを目的とする。

(対象となる建設工事)

第 2 この要領の対象となる建設工事は、公告、指名通知（随意契約を含む。）を行う建設工事とする。

(内訳書の提出)

第 3 建設工事の入札に参加する場合は、内訳書を提出しなければならない。

2 提出された内訳書は、返却しない。

(様式)

第 4 内訳書の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指名競争入札により施工する工事・・・工事費内訳書（様式 1）
ただし、様式 1 の内容を満たしている場合は、別様式でも可能とする。
- (2) 制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により施工する工事・・・入札公告からダウンロードした設計書等に、入札契約適正化法第 12 条に定める経費（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）の項目を記載し、さらに表紙に工事件名、商号・名称、代表者職・氏名を記載したもの。

(入札の無効)

第 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の未提出、未記入等の不備
- (2) 工事件名、商号・名称及び代表者職・氏名の記載のないもの
- (3) 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- (4) 内訳書の合計金額と入札書の金額が著しく異なるもの

ただし当面の間、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費について記載がない場合は無効としない。（入札公告において法定福利費を表示している制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）については、法定福利費について記載がない場合、無効とする。）

附則

この要領は、平成２７年４月１日より施行する。

令和８年１月２７日改正

令和８年２月５日改正

令和８年４月１日改正

工事費内訳書

令和 年 月 日

(あて先)
甲府市長
甲府市上下水道事業管理者 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

工事件名	
工事場所	

(単位：円)

項目	内訳	金額
直接工事費		
直接工事費計 (A)		
うち材料費※		
うち労務費※		
共通仮設費 (B)		
現場管理費 (C)		
うち法定福利費の事業主負担額※		
うち建退共制度の掛金※		
一般管理費 (D)		
工事価格 (A+B+C+D)		
うち安全衛生経費※		
消費税及び地方消費税相当額		
本工事費計		

※記載については、以下も参照してください
・全額を計上できない場合は、「算出不能」・「計上不可」等、その旨が分かるように記載
・一部のみ計上できない場合は、計上可能分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載

★この内訳書は、入札時に提出して下さい。